



疑義照会・処方医への情報提供

同効薬の重複



事例

【事例の内容】

久しぶりに来局した患者に、整形外科からタリージェ錠5mgが初めて処方された。薬剤を交付する際、患者から、他院より処方されたリリカカプセルを継続服用していることを聞き取った。薬効が重複するため疑義照会を行った結果、タリージェ錠5mgが削除になった。

【背景・要因】

整形外科を受診した際、患者は医師にお薬手帳を見せた。お薬手帳にはリリカカプセルの記載があったが、医師は、処方日と処方日数からリリカカプセルの服用が終了していると判断し、タリージェ錠5mgを処方した可能性がある。お薬手帳の情報が更新されていなかったことが要因と考えられる。

【薬局から報告された改善策】

今回のケースのように、同じ薬剤を継続服用している患者の中には、お薬手帳を持ち歩かなかつたり、情報を更新していなかったりする場合が多く見受けられる。今後は今まで以上に、お薬手帳を活用することの重要性や情報を更新する必要性を患者が理解できるように説明していく。

その他の
情報

販売名	タリージェ錠2.5mg/5mg 10mg/15mg	リリカカプセル25mg/75mg/150mg リリカOD錠25mg/75mg/150mg
有効成分	ミロガバリンベシル酸塩	プレガバリン
効能・効果	末梢性神経障害性疼痛	神経障害性疼痛、線維筋痛症に伴う疼痛

事例の
ポイント

- 本事業には、処方医が、プレガバリン製剤とタリージェ錠が同効薬であることに気付かず両剤を併用して処方した事例や、患者が他の医療機関から処方されたプレガバリン製剤あるいはタリージェ錠を服用していることに気付かず処方した事例も報告されている。
- タリージェ錠やプレガバリン製剤が処方された際は、同効薬の服用の有無を確認することが望ましい。
- お薬手帳は、患者だけでなく医療従事者が患者の薬剤服用歴を把握するためにも重要なツールである。同じ薬剤が長期にわたり継続処方されている場合でも、毎回記録することの重要性を患者に伝える必要がある。

